

2021年6月4日

中部地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

(1) 受検支援に関して

受検支援システムについて受検の可否の検索が簡単にできず使い勝手が悪いことや、外国人技能実習機構と試験実施機関との連絡調整が不十分なため受検の可否の結果通知が遅くなっているとの声があるため、その改善をお願いしたい。

(2) 調査・統計に関して

外国人技能実習機構のホームページに平成29年度及び30年度及び令和元年度の「調査・統計」が公開されているが、今後とも技能実習制度の運用状況が把握できる有用な各種統計データの公表をお願いしたい。

(3) その他制度運営に関して

① 運用要領の改正があった場合は、制度活用者において加筆、削除等の箇所が容易に確認できるように運用要領全体版の見え消し修正版を掲載していただくようお願いしたい。

また、「よくあるご質問」（除：介護職種関係）についても、新規、削除及び一部修正等が行われた場合、見え消し修正版を掲載していただくとともに、ホームページのお知らせ欄に掲載するなど、更新がなされた都度お知らせいただくようお願いしたい。

② 移行対象職種について、作業定義等の審査基準が変更された場合の

ナウンスが不明確であり、技能実習計画認定申請等に影響が及ぶことも想定されることから早急に対処をお願いしたい。

2. 厚生労働省関連

(1) 技能検定等の受検体制関連について

技能検定等の受検に関して、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、行政として技能検定試験・技能評価試験の体制構築をお願いしたい。

- ① 技能検定委員等の確保について、自前で遠隔地まで探すなど困難を来している（ハム・ソーセージ・ベーコン製造職種、ニット製品製造職種、工場板金職種等）。
- ② 受検場所の確保について、受検地が他県の遠隔地になり、開催頻度も不足するなど困難を来している（建設機械施工職種、そう菜製造業職種、溶接職種等）。
- ③ 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、現在使われていない旧式のものとなっていたり、購入先についての適切な案内がないなど苦慮している（金属プレス加工職種、プラスチック成形職種、工業包装職種等）。
- ④ 受検申込みの調整対応について、各都道府県職業能力開発協会・試験実施機関の日程調整が遅いことや、各都道府県職業能力開発協会により受検手続き等が異なることなど苦慮している。
- ⑤ 試験内容については、難易度が高すぎたり（建設関係職種、プラスチック成形職種、溶接職種等）、試験内容と実際の作業にずれがあり（建設関係職種、電子機器組立て職種、工業包装職種等）、苦慮している。
- ⑥ 過去問等の教材について、過去問の開示が少ないことや、過去問の開示状況が職種により差があることなど、不十分である（婦人子供服製造職種、機械加工職種等）。
- ⑦ 受検料が材料費等も含め高いことに不満を持っている（婦人子供服製造職種、塗装職種、溶接職種等）。

(2) その他制度運用について

- ① 運用要領の改正があった場合は、制度活用者において加筆、削除等の箇所が容易に確認できるように運用要領全体版の見え直し修正版を掲載していただくようお願いしたい。

- ② 移行対象職種について、作業定義等の審査基準を変更した場合のアナウンスが不明確であり、技能実習計画認定申請等に影響が及ぶことも想定されることから早急に対処をお願いしたい。
- ③ 「技能実習実施計画書モデル例」が現行の審査基準と合致していない（更新されずに旧内容がそのまま残されている職種が少なからず存在し、審査基準に従って作成した計画案が OTIT の審査で「モデル例」と異なっているとして書き直しを求められることがあり、逆に「モデル例」に従って作成した計画が OTIT の監査段階で指摘を受けることもある）ので、その改善をお願いしたい。

※公開の可否：公開可

以上

技能実習法に係る中部地区協議会（第4回）への意見書

2021年6月9日

愛知県労働組合総連合顧問 樽松佐一

皆様には日頃技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護にご尽力いただきありがとうございます。またコロナ禍による緊急事態にも素早く対応いただき感謝しています。この間の相談事例から以下の点について意見、提案をさせていただきます。

※意見募集期間の案内について

当協議会は6月中の開催を基本とされています。開催の案内とあわせて意見の募集も行われますが、HP 掲示日を含めて1週間の意見募集期間です。いつ掲示されるかも全くわからず昨年は6月29日付けでした。今年は6月3日でした。当協議会に委員を出している団体以外はほとんど意見募集を知ることができません。一般的にパブコメは2週間からひと月のところがおおく、1週間は最低限です。他の地域協議会では2週間のところもあります。ぜひ、改善をお願いします。

(1) 技能実習生からの相談から

私は2020年に64件、127人の実習生から相談を受けました。産業別には建設業の割合が増えています。2016～18年の相談で合計101件のうち52件が縫製で建設は21件でしたが、昨年は職種不明27件を除く37件中縫製は5件で建設業が13件となっています。人数で製造が多いのは愛知県のF社1件で中国人27人の相談があったためです。

相談内容ではこれまでと同じく賃金や労働時間に関するものが多いのですが、建設業からの相談が増えたこともあって暴言・暴力や労災の相談も多くなっています。建設業では掘削など機械を使う職種で受け入れておきながら産廃の仕分けや荷物運びなど、全く機械を使わせない手作業をさせる職種違反もあります。これは後述する失踪者の問題とも関連しています。

国	件数	人数	産業	件数	人数	相談内容(ダブリあり)	件数
			建設	13	21	賃金労働時間	17
			製造	6	33	強制帰国	15
			惣菜加工	5	5	暴言暴力	15
			縫製	5	16	労災・病気	15
ベトナム	58	95	農業	3	3	コロナ・失業給付・休業補償	12
中国	1	27	介護	2	2	有休取得	8
インドネシ	2	2	自動車整備	2	4	職種違い	7
モンゴル	2	2	ビルクリーニング	1	16	失踪	5
フィリピン	1	1	不明	27	27	住居・家賃	4
合計	64	127	合計	64	127	妊娠	3

相談のなかで不正や違反がありそうな場合には契約書や出勤記録、給与明細などの書面に加え、写真や動画、録音などの証拠に、陳述書と委任状を書いてもらい私が

代理人となって申告を行いました。相談は全国からきますが、去年は15件の不正を機構に申告しました。

また労基法違反については本人に母国語で申告書を書いてもらい提出しています。申告権がない入管には情報提供をして、対応いただいています。ダブリもあります。が去年は労基署、入管合わせて12件を提出しました。

私はこれらの相談をSNSで受けています。機構も電話とホームページで母国語相談を受け付けていますが、実習生の多くはケイタイ電話が使えず、無料国際通話もできるSNSを使用しています。証拠の契約書や録音・動画もSNSで送ってもらっていますが、機構にはEメールで送れません。機構はSNSでの広報も始めましたので、母国語相談もSNSで受け付けるようにしていただきたいと思います。

申告先	件数
労基署申告	7
入管報告	5
OTIT申告	15

OTIT母国語相談	12
-----------	----

(2) コロナ禍での緊急対応

昨春から在留期限延長、実習期間終了者への特定活動による就業の延長や移籍、失業給付の手続き、さらには資格外活動の緩和など様々な対応策がつけられました。愛知県F社の27人は特定活動(就労不可)のまま生活保障もなく3か月間放置されていましたが、機構から受け入れ機関に対しその間の生活に責任をもつよう指導いただきました。また同じく愛知県のT社では特定活動(就労可)なのに二か月間仕事をさせず、休業補償もしませんでした。これも機構に指導いただき仕事を始めることができました。

このほか特定技能への移行期間中の特定活動で仕事ができないものもありました。これは名古屋入管就労第二部門が指導してくれることになりました。しかし特定活動になった元実習生の解雇や移籍先支援など、在留資格によって担当部局がわからないことがありますので、法務省と厚労省で担当部署を明確にして実習生、元実習生に周知していただきたいと思います。

コロナ緊急事態宣言が発令されて新たな対応が求められる中、機構名古屋事務所ならびに名古屋入管の担当者にはたいへんご苦勞をかけています。在宅勤務が続くなかで実地調査もままならないことがあります。去年は県外への移動が規制される中、福井県の実習生が申告から数カ月たっても調査にきてもらえず「もう待てない」と失踪しました。今年5月20日に申告した愛知県の事件でも調査は在留期限が切れる7月になると連絡がありました。機構の体制上で調査が遅れる場合には、申告のうち労働法令違反の内容については相互通報制度で機構から労働局に通報して、近くの労基署などから調査をしていただきたいと思います。

(3) 相談事例から見てくる技能実習制度の問題点

① 実習生の失踪

法務省による職種別失踪者数と実習計画認定数を比べてみると建設関係の失踪割合が他職種の2倍になっています。これが2018年の39.9%から2020年に43.8%かけてさらに増えています。建設業の相談で暴言暴力の相談や労災が多いことも失踪が多い原因と考えられます。

製造業と違い建設業は屋外で働くことが多く、言葉で指示することが多く、日ごろからのコミュニケーションに工夫が求められます。

国は運用要領で「人権を著しく侵害する行為」の代表例として「実習実施者又はその役職員による技能実習生への暴行や暴言」をあげ「技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫

(例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等)、暴行(例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は当然ながら許されません」としています。これらの事実が確認できた場合には確実に処分をして、建設業から暴言暴力を一掃していただきたいと思います。

右は暴行の証拠として機構に見てもらった動画です。機構はメールやSNSで動画を受け取ってもらえないため、サイトにアップして見てもらっています。今年1月に北海道の労働組合に機構札幌事務所へ行って動画をみせてすぐに調査。5月には監理団体に改善命令が出されました。

② 産業政策・雇用政策の問題

建設業と同じく農業も屋外作業が多く、労働法を全く知らない農家も少なくありません。渥美半島では3週間休みなくキャベツを収穫したという相談がありました。農水省は労働基準法を準用するよう求めています。適用除外なので労基署では違法にならず4週間たったところで申告しました。実習生は全く事情が分かりませんし、監理団体の職員も農業を知らないのです。実習先でどうい問題がおきているのかも理解できていませんでした。農業団体から、こういう実習生が放置されると日本人は誰も来なくなると言われました。

介護事業所の相談は2件だけですが、いずれも受け入れ先の職員、現場責任者とのトラブルが原因でした。一件は上司のパワハラ言動を録音で機構に確認

技能実習生職種別失踪者数と割合 入国在留庁資料から作成

職種	計画認定件数		失踪者数					
	2019年	2018年	2018年	2019年	2020上期			
農業関係	32,419	8.9	1,342	14.8	1,132	12.9	354	10.9
漁業関係	3,014	0.8	136	1.5	112	1.3	33	1.0
建設関係	76,013	20.8	3,615	39.9	3,592	40.8	1,426	43.8
食品製造	68,843	18.8	861	9.5	890	10.1	308	9.5
繊維衣服	24,022	6.6	689	7.6	556	6.3	225	6.9
機械金属	58,819	16.1	634	7.0	741	8.4	250	7.7
その他外	103,037	28.1	1,775	19.6	1,773	20.2	657	20.2
合計	366,167	100.0	9,052	100.0	8,796	100.0	3,253	100.0
うちとび職	22,405	6.1	1,389	15.3	1,420	16.1	516	15.9



してもらい、強制帰国を止めて移籍させました。もう一件は高齢者施設で上司から高齢者と話す際にマスクの着用を禁止されたのでPCR検査を求めたところ、解雇されました。実習生には技術的な問題や利用者との関係について母国で研修が行われていますが、受け入れ職場の職員に対する教育は徹底されていません。これは受け入れ機関の指導者・担当者の責任です。

これらは個別受け入れ事業所の問題ではありません。農家の多くは70才を超えてきており重量野菜の収穫には若い労働力が欠かせません。高齢化が進む農業や建設業、介護で今後担い手をどう確保していくか、さらには数年で帰国する実習生だけで技術の伝承はできるのか、技能実習制度の目的にそって産業全体で考えていく必要があります。

③ 高額な借金問題

今年3月3日ベトナム政府査察局が「受け入れ国において労働者が支払うべきでないように定めているような場合（台湾、日本）でも、多額のお金を支払わなければならない状況が発生している。日本市場に関連するサービス手数料や研修費に関する規制は、日本との間で締結した合意や政策方針と一致しておらず、実際の状況にも適合しておらず、労働者に悪影響を及ぼし、外国における労働者の失踪及び不法滞在の基本的な原因となっている」と通知しました。

在ベトナム日本大使館も昨年、「送出機関による手数料等の過大徴収が技能実習生の失踪の原因ともなり得る」「ベトナム国内の規定に従えば、訪日費用は50万円程度に収まるはずである。高額な訪日費用負担が、ベトナム人技能実習生の失踪リスクを高めている可能性がある」としています。しかし実際には100万円以上の高額な借金をして来日している実習生が少なくありません。

このなかには受け入れ企業の接待費用や監理団体へのキックバックも含まれています。私もベトナムの送り出し機関から書類を見せてもらいましたが、日本の監理団体が送り出し機関への管理費を値切ることもあります。これらが実習生の負担になっています。

国内ではJICA（国際協力機構）の設立した団体「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム」が「技能実習生『手数料』問題研究会」を発足してセミナーを開催しています。技能実習制度の適切な実施を目的とする技能実習機構においても実効ある取り組みをお願いします。

（4）一昨年以来の問題

① 不正な監理団体

第2回協議会、第3回協議会にも意見を出させていただいた事案ですが、愛知県の実習先で、2016年3月の入国後、契約書を赤鉛筆で訂正され家賃を月1万円引き上げられ、入国後1年のうち7カ月は1カ月の半分ほどを半日無給の自習とされました。実習機関は提出した実習計画を無届けで変更して、労基署の指導を受けるまで休業補償をせず、実費を上回る寮費を徴収していました。監理団体は入国から1年間は毎月実施指導することになっていますが、これを放置しました。

自習について当該労基署が労基法違反を認め休業補償の支払いを行わせました。労基署の調査で、宿舍は実習先企業が所有する賃貸マンションでしたが、こ

の実習生の部屋だけが他の部屋の 2 倍の家賃で、これを実費としていました。この監理団体は当方に対して書面で「〇〇社で実習 1 年目に行った総時間数が当初の実習計画に対して約 81%の時間数を行っておりますので、概ね当初計画をこなしていると考えております。」と回答しました(資料 1)。

この書面について法務省は「実習計画の変更にあたり届出が必要」であるとし、名古屋入管は昨年 7 月 14 日の意見交換会で「機構における調査のみでは自治検査を適切に行うことができない場合には、当局職員が技能実習法第 13 条第一項または同法第 35 条第一項に基づき、庶務代理の職員として立ち入り検査等をおこなうこととしている」として調査の約束をいただきました。しかしいまだに結果は聞いておりません。

この監理団体はその後法人名および住所の登記を変更していますが実態は変わらず、現在も実習生の受け入れを続けています。訴えた実習生は帰国した今でも調査の報告を待っています。旧制度時の不正であっても時効はないので、入管の処分があった場合には機構として相応の処分を求めます。

② 自動車座席シート職種について

ヘッドレスト、コンソールボックスなど自動車座席シートを全く作っていない企業でも自動車座席シート職種で実習生を受け入れている事例があります。当方がもっている資料では座席シートで受け入れている 642 名中の実習生のうち 40 名がヘッドレストかアームレストシート縫製の企業で働き、座席シートはつくっていません。座席シートを全く作ったことのない実習生は 2 号移行試験の実技試験で不合格になったものが少なくありません。これらの企業は座席シート職種ができるまでは帆布製品で受け入れていました。

自動車座席シートの試験機関である S 協会は T 自動車の系列元請受け企業の経営者が理事長で、試験会場もこの会社の敷地に隣接しています。座席シートとコンソールボックス・アームレストなどは同じ布が使われるため座席シート以外の下請け企業もこの系列となり、S 協会に加入させられ座席シート職種での受け入れが行われています。また同協会の役員が役員となっている監理団体への会員勧誘も行われています。今は削除されましたが S 協会のホームページには会員にのみ過去問題をみせると書かれていました。現在も何らかの便宜があるとされています。

当協議会には昨年も高額な受験料の問題が出されましたが、下請け中小企業からは「帆布製品の時には 2 万円程度だったのが座席シートになって 6 万円となり高すぎる。一人の実習生に 3 回の受験が必要」「帆布製品の時は全国で受けられた試験が愛知県など限られた会場となるため旅費の負担も大きくなっている」と声が寄せられています。JITCO 名古屋に寄せられているのも同じだと思います。

S 協会の試験会場は理事長の会社の土地です。旧制度の不正で処分された団体の元事務所です。この事件はマスコミでも大きく取り上げられました。また事務局には愛知労働局から不正処分を受けた派遣会社の元社長が座っています。試験機関としての独立性、公平性が重視されるべきだと思います。

政府査察局
No: 351/TB-TTCP

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

ハノイ、2021年03月03日

**契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣する分野における国家管理に対する
査察結果の通知**

政府査察局は、2020年12月3日、労働傷病兵社会省及び6つの省・中央直轄市の人民委員会における、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣する分野における管理に関する査察結論No. 2112/QĐ-TTCP号を発行しました。査察の結論は、2021年1月6日の政府官房発行の文書 87/VPCP-VIによりチュオン ホア ビン副首相によって指導されました。査察法No. 59/2010/QH12号の第39条および政府査察局の2012年7月31日付の決定 1885/QĐ-TTCP号に添付された査察結論の公開に関するルールに従い、政府査察局は以下の通り結論を通知する。

I 査察内容

労働傷病兵社会省、およびVinh Phuc、Phu Tho、Nghe An、Ha Tinh、Hung Yen、Hai Duongの6つの省・中央直轄市の人民委員会における、契約に基づいてベトナム人労働者を海外に派遣する事業における国家管理をしました省・中央直轄市の人民委員会の契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣する分野における国家管理に関する査察を実施した。

II 査察結果

労働傷病兵社会省、および6つの省・中央直轄市の人民委員会に対する査察を通じて、収集された書類・記録を検査・確認した査察結果は以下の通り：

1、達成された成果：

2013年から2018年の期間において、契約に基づいて外国で働く労働者に関する国家管理は、労働傷病兵社会省が関心を持って行ってきた。世界経済の変動、一部の国々における政治状況がもたらす困難により、外国で働くベトナム人労働者の受入と管理は影響を受けていたものの、労働傷病兵社会省は、積極的に困難や限界を徐々に克服し、管理を強化したため、経済の発展、政治・社会の安定に貢献をした。

派遣される労働者数は多く、毎年増加し、労働者の質は改善され、良好な収入を得られる仕事を数多く確保し、労働力派遣企業の事業活動も安定した。日本、韓国などの主要な市場は引き続き維持・拡大している。監督・査察活動も関心を持って行われ、労働力派遣企業の活動における違反行為を是正した。

労働傷病兵社会省は、いくつかの受入国との間での普通労働者の受入れ協定・協約を徐々に実施している。韓国との間でのベトナム人労働者派遣および受入に関する協定を締結した他、技能実習生に関する日本との協力合意を締結することなどにより、労働者や労働者派遣企業の仕事機会を拡大させた。

基本的に、労働者派遣企業は従業員の質の向上を重視し、多くの企業は積極的に外国の労働市場を探索・拡大させ、外国の協力パートナーと良好な関係を築き、労働者の確保と出国前の労働者研修に力を注いできた。

査察を受けた6つの省の人民委員会は、国家管理を強化し、多くの政策を公布し、国の内外における雇用創出に関する質と効率を改善するために多くの措置を行ってきた。労働者を外国に派遣する分野は前向きな変化を示してきた。海外に派遣される労働者人数は毎年着実に増加し、外国での求人や仕事に関するプログラムは多様なものとなり、労働者の選択ニーズに対応している。雇用創出、貧困削減、経済発展、人材の品質の向上に貢献している。

2、問題点、欠点、違反について

2.1、労働傷病兵社会省に対して

2013年から2018年の期間において、上記の成果の他、契約に基づいて外国で働く労働者を派遣する分野における国家管理には、以下の通り、多くの問題点、欠点、違反が認識される。

- 労働傷病兵社会省は、労働者を外国に派遣する戦略、計画を立てることができていないことを首相に報告しなかった。外国で働く労働者の分野に関する法規範文書の改正・修正提案が遅延していた。法令に適合しない多数の行政文書および行政手続（決定No. 4930/LDTBXH-QLLDNN、No. 4732/LDTBXH-QLLDNN、No. 1123 /LDTBXH-QLLDNN、4644/LDTBXH-QLLDNN、No. 1538/LDTBXH-QLLDNN）を発行した。

- 労働傷病兵社会省は、外国で働く労働者の正当かつ適法な権利と利益に十分な関心を払っていない。労働者が払う費用を削減するための徹底した措置を講じておらず、これについて外国側と交渉するために政府または首相に報告することをしていない。労働者派遣企業が徴収するサービス手数料と仲介業者の手数料について長期間に渡り、管理・監督していない。その結果、労働者（実際には貧困労働者）において、受入れ国において労働者が支払うべきではないと定めているような場合（台湾、日本）でも、多額のお金を支払わなければならない状況が発生している。日本市場に関連するサービス手数料や研修費に関する規制は、日本との間で締結した合意や政策方針と一致しておらず、実際の状況にも適合しておらず、労働者に悪影響を及ぼし、外国における労働者の失踪及び不法滞在の基本的な原因となっている。

- 労働傷病兵社会省は、省自らによる査察の結果についてその実施状況の審査・検査に関する省査察局の権能を定める決定を施行していない。外国雇用支援基金の運営状況を改善しておらず、同基金の監理と利用に関する規定の修正・補足について迅速な提案を行っていない。

- 労働傷病兵社会省の査察局は、労働者派遣企業に対して課すべき8,947,500,000VNDの行政違反罰の執行を完全実施していない。

- 海外労働管理局は、日本市場に関する手数料の徴収に関して労働者派遣企業に対する管理・監督を行ってこなかったため、労働者は高すぎるサービス手数料（労働者一人当たり、7,000～8,000米ドル）を支払なければならない状況になっている。日本との間で締結された協定・政策方針に適合しないサービス手数料・訓練費用を定める文書（4732/LDTBXH-QLLDNN、1123 /LDTBXH-QLLDNN）を策定した。台湾と日本への派遣される労働者に関する仲介手数料

ベトナム人技能実習生の受入れに係る留意事項

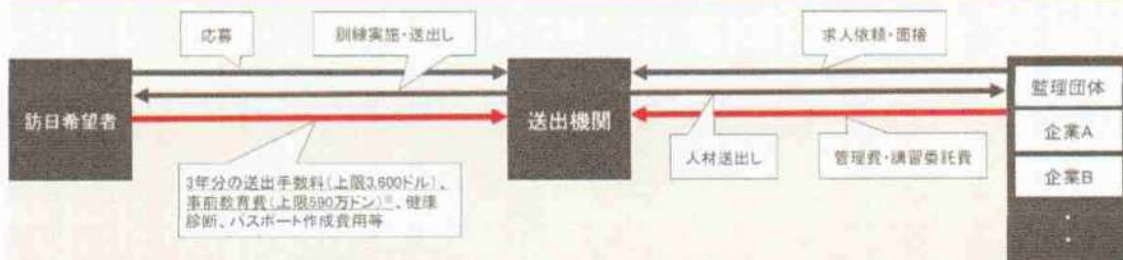
<受入企業の皆様をお願いしたいこと>

在ベトナム日本国大使館

送出機関による手数料等の過大徴収が技能実習生の失踪の原因ともなり得る

- 技能実習生の失踪等を招く要因は、ベトナム側、日本側双方にあるため、きめ細かい対応が必要
- ベトナム国内の規定に従えば、訪日費用は50万円程度に収まるはずである
- 高額の訪日費用負担が、ベトナム人技能実習生の失踪リスクを高めている可能性がある

適切な事例(日越の法令で認められた名目・金額のみの負担)



※ 技能実習生に対する手数料は、ベトナム労働・僱傭兵・社会省(MOLISA)の通知により、上限額が定められている。

ベトナム人技能実習生の受入れに際して企業の皆様をお願いしたいこと

- ベトナム人技能実習生は、多くの場合、「日本で職業スキルを身に付けたい」、「家族の生活をより良いものにしたい」という夢を持って訪日しており、初めから失踪や犯罪をするつもりで訪日する技能実習生はいません。
- このため、企業の皆様に、法令を遵守し、適切な労働条件を確保していただくことはもとより、これらベトナム人技能実習生の思いに寄り添っていただくことで、多くの失踪等を防げるものと考えています。
- しかしながら、企業の皆様に上記の取組をしていただいてもなお、高額な借金を背負って訪日した場合、「もっと稼げる仕事がある」という誘惑に駆られやすくなり、失踪や犯罪のリスクが高くなってしまいます。
- このような失踪や犯罪は、技能実習生本人にとっても不幸なことです。受入企業にとっても、人材確保コストを押し上げるだけでなく、コンプライアンス上の問題にもなりかねません。
- このため、ベトナム人技能実習生を受け入れている企業の皆様におかれましては、以下の確認を通じて、より適切なルートで技能実習生を受け入れていただくようお願いいたします。

【送出国を選択する際に、受入企業の皆様にご確認いただきたい事項】

- 確認1(技能実習生に対し)訪日に際して、ベトナム政府の規定(50万円程度)を上回る費用を支払っていないか
《確認1の結果、「ベトナム政府の規定を上回る費用を支払っている」ことが確認された場合》
- 確認1-1(技能実習生に対し)訪日に際して具体的に「誰に」「いくら」「何の名目で」支払いをしているのか
- 確認1-2(監理団体・送出国に対し)どの程度の失踪者を出しているか
- 確認2(監理団体・送出国に対し)失踪を招かないために、どのような取組をしているか

愛知県労働組合総連合
議長 樽松 佐一 殿

2018年7月31日



ご 返 答

日頃は技能実習生への多岐に亘る支援活動ご苦勞さまでございます。
さて、平成30年6月29日付、貴職お問い合わせの件につきまして、下記の通り返答をさせていただきます。

貴職よりお問い合わせを頂いた同時期に[]は、一宮労働基準監督署からの問い合わせ及び呼び出しを受けていました。

①「家賃について」に関して。

監理団体として、7月18日に[]を代表する人物を同行し一宮労働基準監督署へ出向き担当監督官へ事情の説明を行い、内容について確認をして頂きましたところ、貴殿がご心配されておられる経緯に関して明快となりましたことをご報告申し上げます。

②「1年目の実習作業について」に関して。

お問い合わせに関する実習生が特定されていませんが、[]上に在籍する実習生3名ともに、[]で実習1年目に行った総実習時間数が当初の実習計画に対して約81%超の時間数を行っておりますので、おおむね当初計画をこなしていると考えております。

但し、当監理団体としては組合員各社には当初の実習計画に沿った実習実施を常時指導しており、実習時間が概ね達していれば良いという認識は持っていない事は当然でございます。

また、2年目以降に関しては、平成29年5月に[]へ対して、実習計画に則した実習を行うように強く指導をいたしました。

以降は同様のことが発生しないよう、当組合と致しまして指導監理している事をご報告させていただきます。

③「社会保険への加入」に関して。

当初、実習生より健康保険、厚生年金に関しての本人負担の支払額が大きく苦しいと

外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2021年6月16日

日本労働組合総連合会東海ブロック連絡会

日本労働組合総連合会北陸ブロック連絡会

日本労働組合総連合会愛知県連合会

外国人技能実習法が施行されて3年が経過するなか、外国人技能実習生の数は、2020年には40万人を超えて過去最高となりました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による技能実習の中止や解雇、出国制限による帰国困難等により、多くの技能実習生が厳しい状況におかれています。

コロナ禍においても、「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」という制度の本旨に沿い、適正に制度を実施していくことが一層求められています。

連合は、適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、監理団体および実習実施者への周知を徹底すること。
2. 技能実習生を雇用する実習実施者に対し、技能実習生も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等によりやむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金の活用を促すこと。
3. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
4. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋する必要があることを周知徹底するとともに、監理団体において新たな実習先を斡旋することができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って新たな実習先を斡旋すること。
5. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となり、新たな実習先も見つからない技能実習生に対しては、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望している場合など、一定の要件を満たす場合においては「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格の変更が可能であることや、実習機構と情報共有ふくめた連携を密にすることを監理団体に周知徹底すること。

6. 技能実習生に対して最賃を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額を日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
7. 外国人技能実習法ならびに上陸基準省令において明記されている「日本人と同等額以上の報酬」について、同等報酬の実効性を確保するために、地方出入国在留管理局として賃金データベースを構築すること。
8. 技能実習生の労働時間を適切に管理するとともに、時間外労働が必要な場合は36協定を順守するよう、監理団体および実習実施者への周知を徹底すること。また、実習開始後のトラブルを未然に防止するため、平均労働時間、平均時間外労働時間等を受け入れ前に、実習予定者へ情報提供すること。
9. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
10. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境・労働条件・住居環境が確保されているか、確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
11. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。
12. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
13. 技能実習生の中には自由に外出することもままならない者もいることから、相談についてはメールやSNS等も活用して相談支援体制を構築すること。行動の制限などの権利の侵害にあたる場合は実習機構として迅速に改善対応すること。
14. 中部地区で把握した技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関の不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
15. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構名古屋事務所の体制を強化すること。

以上